

(例) 子どもの出生により、令和6年中に扶養親族が増加したため、「所得税分定額減税可能額（当初調整給付）」よりも「所得税分定額減税可能額（不足額給付）」の方が多くなった方

令和5年 扶養親族1名（妻） → 令和6年 扶養親族2名（妻+子）



推計所得税額 30,000 円
定額減税可能額 60,000 円
※所得税分のみ

①当初調整給付 30,000 円

所得税額（実績） 30,000 円
定額減税可能額 90,000 円
※所得税分のみ

②不足額給付時所要額 60,000 円

⇒①と②の差額の 30,000 円を不足額として給付